

公表様式

(1) 契約の名称	令和 5 年度 西粟倉村地域脱炭素移行・再エネ推進交付金支援業務
(2) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量	1 式
(3) 契約に関する事務を担当する課の名称	地方創生推進室
(4) 契約の相手方の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）	東京都品川区南品川 2-2-10 テクノ矢崎株式会社 代表取締役 林 邦也
(5) 随意契約を行った理由（令第 167 条の 2 の規定及びその規定を採用した理由も明記）	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号および 6 号 規定採用理由</p> <p>テクノ矢崎株式会社が実施主体の一員として本事業全体の共同提案者となっており、その連携体制についてテクノ矢崎株式会社が果たす役割として①再エネポテンシャル調査②実施設計が定められており、事業の技術支援にあたることになっている。</p> <p>また、本業務については、計画立案及び提案の段階からテクノ矢崎株式会社が参画しており、事業執行に先立ち、実施主体の一員として本事業に精通しているとともに実施主体であることから経費の削減も確保できることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び 6 号の「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の内「その他契約の相手方が該当する特定の者に限定され、競争性を考慮する必要がないもの」及び「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当する。</p>

(6) 契約の相手方とした理由	((5)以外の理由があれば記載すること。)
(7) 公募に応じた者の中から契約の相手方を決定したときは、申請方法及び決定方法	
(8) 契約を締結した日	令和5年4月3日
(9) 契約金額	2,200,000円
(10) その他村長が必要と認める事項	